

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成24年2月20日(月)

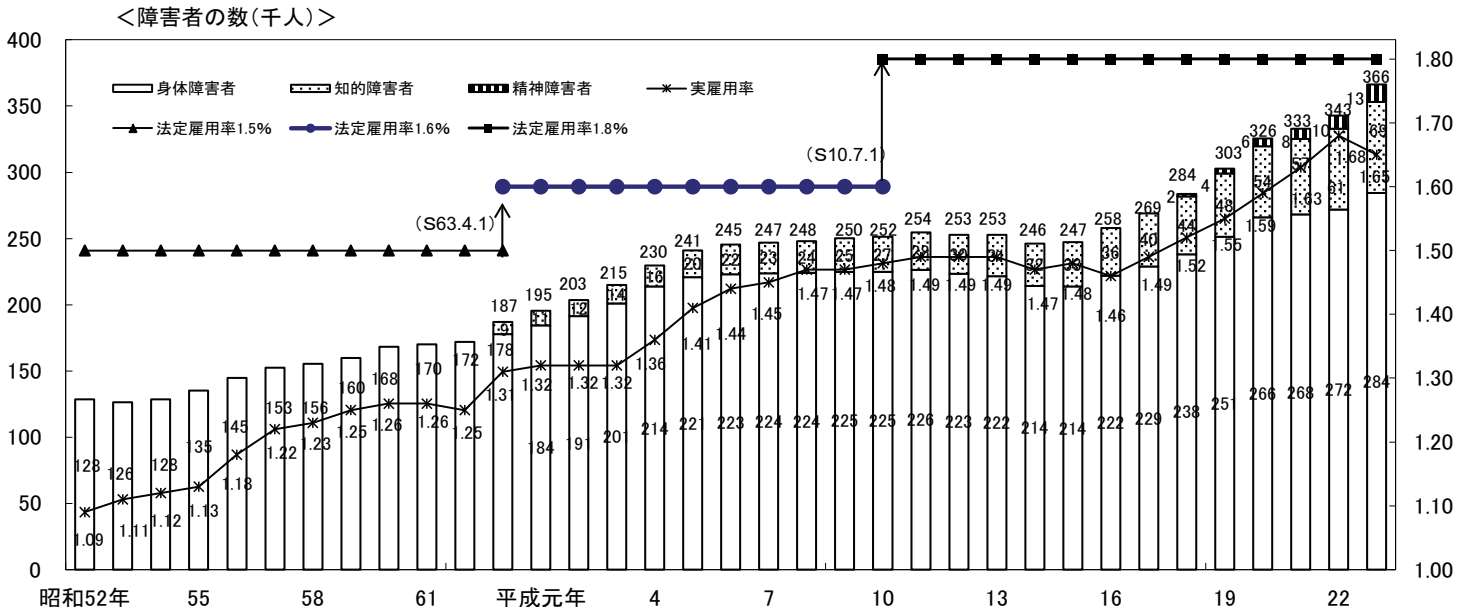
その他

目 次

1	厚生労働省・職業安定局資料	1
2	文部科学省・初等中等教育局資料	17

職業安定局

障害者雇用の状況①

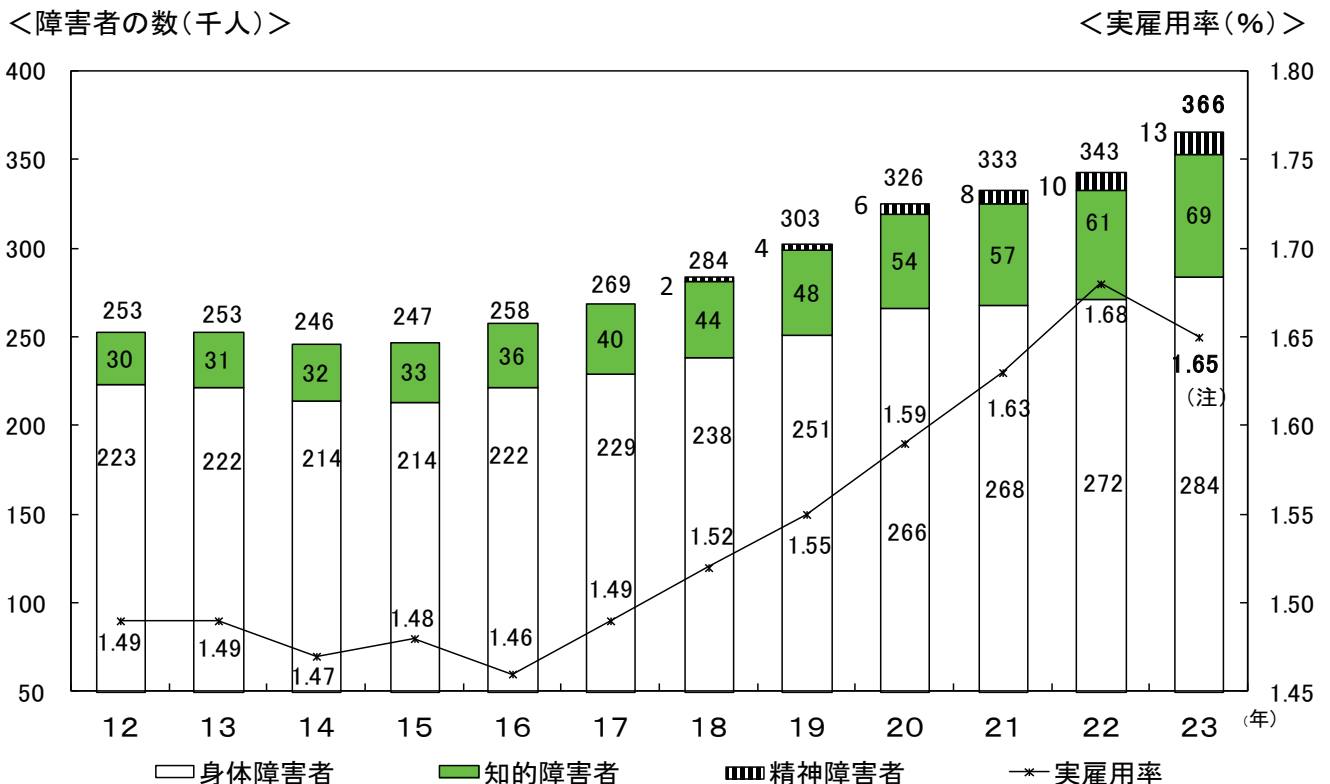


(注1) 雇用義務のある56人以上規模の企業の集計 ※昭和52年～昭和62年までは67人以上、昭和63年～平成10年までは63人以上
 ・身体障害者、知的障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント
 ・重度身体障害者、重度知的障害者は2人カウント
 ・重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント
 ・重度以外の身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント
 (注2) 障害者とは、次に掲げる者の合計である。
 ～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
 平成5年～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者
 平成18年～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
 平成23年～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、
 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(重度以外の身体障害者若しくは知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、23年と22年までの数値を単純に比較することは適当でない状況である。

障害者雇用の状況② (平成23年6月1日現在)

- 民間企業の雇用状況 **実雇用率 1.65%** **法定雇用率達成企業割合 45.3%**
- 法定雇用率には届かないものの、**雇用者数は8年連続で過去最高**。障害者雇用は着実に進展。



(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当でない状況である。

< 障害種別の状況(平成18年から平成23年) >

- 平成18年から平成23年にかけて、障害者全体の雇用者数は28.9%増の伸び。
- 特に、**精神障害者の雇用者数の伸び**が、550%増と顕著。

	平成18年	平成23年	増加率 (18→23年)
身体障害者	23.8万人	28.4万人	19.3%増
知的障害者	4.4万人	6.9万人	56.8%増
精神障害者	0.2万人	1.3万人	550%増
全 体	28.4万人	36.6万人	28.9%増

※雇用者数は各年とも6月1日現在

障害者数について

- 身体・知的・精神障害者の総数は約744万人。うち18歳以上65歳未満の在宅者は約332万人。

(単位:万人)

	総数	在宅者	18歳以上 65歳未満	施設入所者 (身体・知的障害者 更生施設等入所者や入院患者)
身体障害児・者	366.3	357.6	123.6	8.7
知的障害児・者	54.7	41.9	27.4	12.8
精神障害者	323.3	290.0	180.9	33.3
総 計	744.3	689.5	331.9	54.8

身体障害児・者のうち、在宅者は、厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(平成18年)、施設入所者は厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成18年)等、知的障害児・者のうち、在宅者は、厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成17年)、施設入所者は厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成17年)等、精神障害者数は、厚生労働省「患者調査」(平成20年)

地域障害者職業センターの概要

地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国47都道府県(ほか支所5か所)に設置。

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。

○ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

○ 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

○ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

○ 精神障害者総合雇用支援

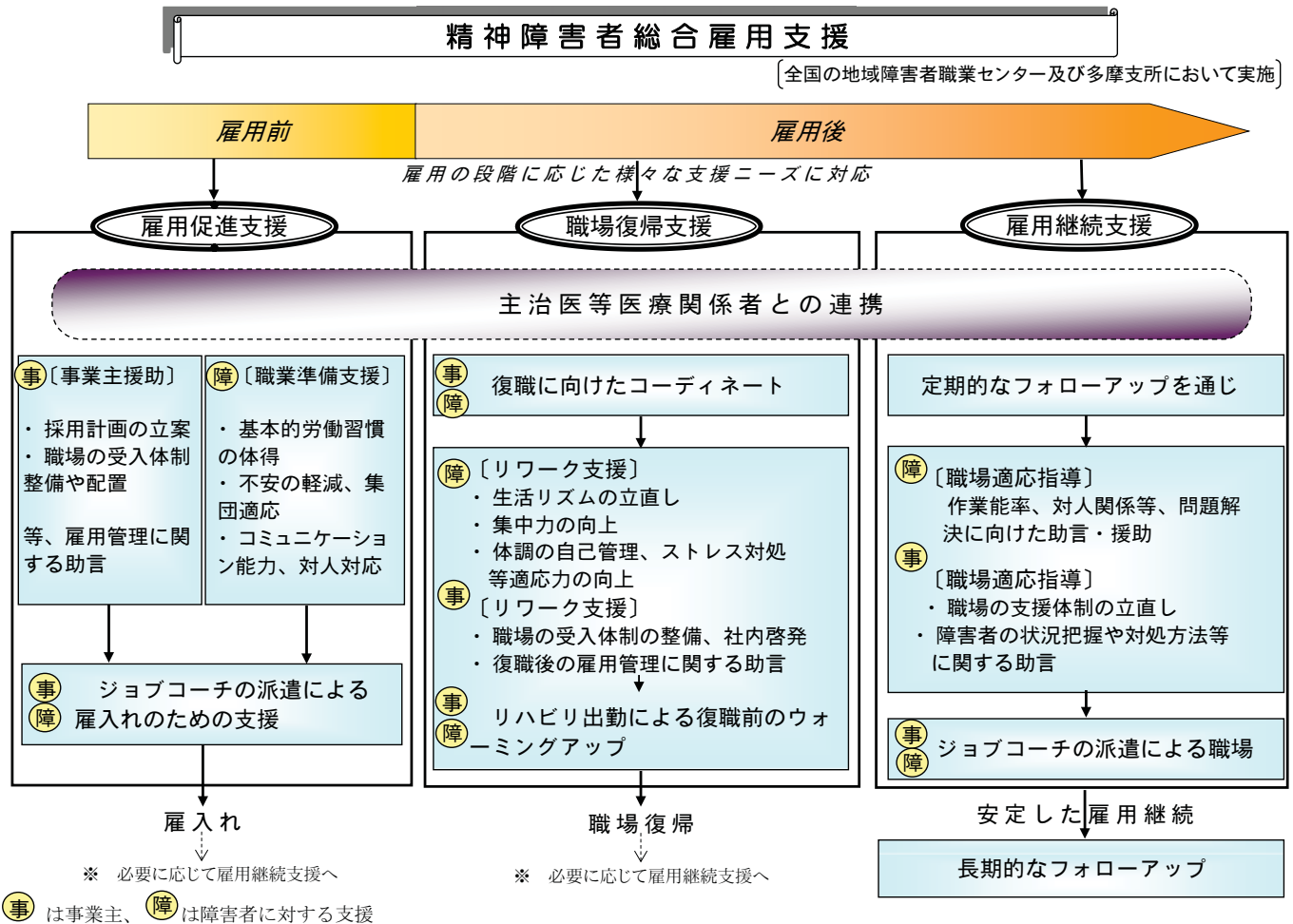
精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

○ 事業主に対する相談・援助

障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、事業主支援計画を作成し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施。

○ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成及び実務研修等を実施。



地域障害者職業センターでの地域の関係機関に対する助言・援助 ①

改正障害者雇用促進法の施行(平成21年4月)

- センター業務として「地域の関係機関に対する職リハに関する助言・援助」を法的に位置付け。
➡ 就労移行支援事業や特別支援学校など関係機関における就労支援の知識・ノウハウの習得等を図り、地域の就労支援力を底上げ。

助言・援助の実施

各センターにおいて、カウンセラーが自ら技術的事項についての助言・援助を実施。

- ケース相談、ケース会議等において、具体的な支援方法についてアドバイス **17,615回**
- 職業訓練などの職リハサービスの見直しや、支援ツールの利用方法など技術的事項についての提案、解説 **1,543機関 3,808回**
- 関係機関の職員と地域センターのカウンセラー実施に協同して支援を行うことを通して支援の実施方法について説明、解説 **582機関 2,282件**
- 地域センターが行う職業準備支援等の支援場面を活用して関係機関の職員を実習生として受け入れて支援ノウハウを説明、解説 **106機関 163件**

※実績は22年度のもの

地域障害者職業センターでの地域の関係機関に対する助言・援助 ②

実務的研修等の実施

就業支援基礎研修 実施61回 受講者1,962人

- 関係機関の就業支援担当者を対象に実施(県や市の行政機関も対象)

マニュアル・教材の作成・提供

- 就業支援基礎研修の受講者、自ら研修を実施する関係機関及び職員、センターによる支援を受ける関係機関に対し内容や活用方法を解説しながら提供

その他の援助

- 障害特性に関する勉強会、支援ツールの活用方法の講習会等の開催 **53回 延べ328機関が参加**
- 関係機関が主催、関係機関職員が受講する研修、講習会への講師派遣協力 **306機関 延べ373回派遣**

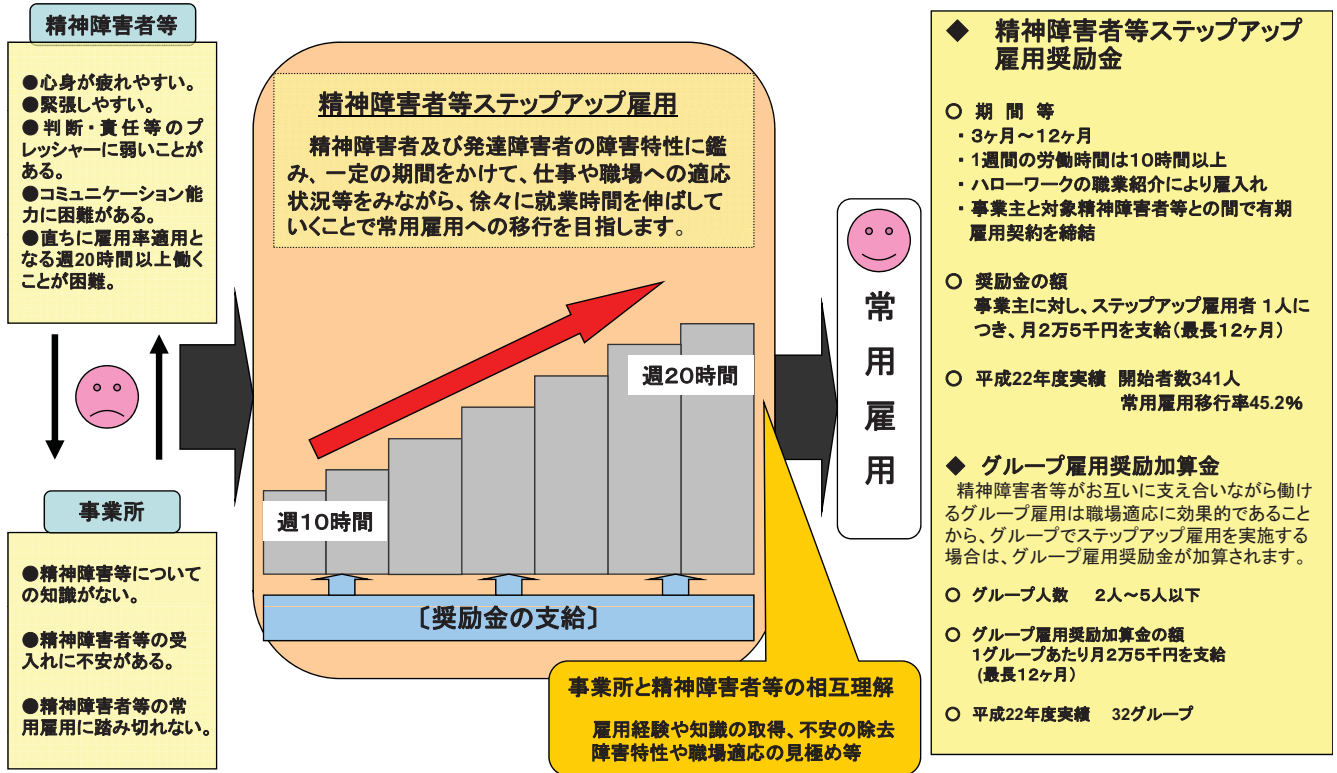
※実績は22年度のもの

地域障害者職業センター一覽

平成 23 年 1 月現在

施設	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
北海道障害者職業センター	001-0024	札幌市北区北二十四条西 5-1-1 札幌サンプラザ 5 階	011-747-8231	011-747-8134
旭川支所	070-0034	旭川市四条通 8 丁目右 1 号 ツジビル 5 階	0166-26-8231	0166-26-8232
青森障害者職業センター	030-0845	青森市緑 2-17-2	017-774-7123	017-776-2610
岩手障害者職業センター	020-0133	盛岡市青山 4-12-30	019-646-4117	019-646-6860
宮城障害者職業センター	983-0836	仙台市宮城野区幸町 4-6-1	022-257-5601	022-257-5675
秋田障害者職業センター	010-0944	秋田市川尻若葉町 4-48	018-864-3608	018-864-3609
山形障害者職業センター	990-0021	山形市小白川町 2-3-68	023-624-2102	023-624-2179
福島障害者職業センター	960-8135	福島市腰浜町 23-28	024-522-2230	024-522-2261
茨城障害者職業センター	309-1703	笠間市鯉淵 6528-66	0296-77-7373	0296-77-4752
栃木障害者職業センター	320-0865	宇都宮市睦町 3-8	028-637-3216	028-637-3190
群馬障害者職業センター	379-2154	前橋市天川大島町 130-1	027-290-2540	027-290-2541
埼玉障害者職業センター	338-0825	さいたま市桜区下大久保 136-1	048-854-3222	048-854-3260
千葉障害者職業センター	261-0001	千葉市美浜区幸町 1-1-3	043-204-2080	043-204-2083
東京障害者職業センター	110-0015	台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3 階	03-6673-3938	03-6673-3948
多摩支所	190-0012	立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル 5 階	042-529-3341	042-529-3356
神奈川障害者職業センター	252-0315	相模原市南区桜台 13-1	042-745-3131	042-742-5789
新潟障害者職業センター	950-0067	新潟市東区大山 2-13-1	025-271-0333	025-271-9522
富山障害者職業センター	930-0004	富山市桜橋通り 1-18 住友生命富山ビル 7 階	076-413-5515	076-413-5516
石川障害者職業センター	920-0856	金沢市昭和町 16-1 ヴィサージュ 1 階	076-225-5011	076-225-5017
福井障害者職業センター	910-0026	福井市光陽 2-3-32	0776-25-3685	0776-25-3694
山梨障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田 2-17-14	055-232-7069	055-232-7077
長野障害者職業センター	380-0935	長野市中御所 3-2-4	026-227-9774	026-224-7089
岐阜障害者職業センター	502-0933	岐阜市日光町 6-30	058-231-1222	058-231-1049
静岡障害者職業センター	420-0851	静岡市葵区黒金町 59-6 大同生命静岡ビル 7 階	054-652-3322	054-652-3325
愛知障害者職業センター	453-0015	名古屋市中村区椿町 1-16 井門名古屋ビル 4 階	052-452-3541	052-452-6218
豊橋支所	440-0888	豊橋市駅前大通り 1-27 MUS 豊橋ビル 6 階	0532-56-3861	0532-56-3860
三重障害者職業センター	514-0002	津市島崎町 327-1	059-224-4726	059-224-4707
滋賀障害者職業センター	525-0027	草津市野村 2-20-5	077-564-1641	077-564-1663
京都障害者職業センター	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町 803	075-341-2666	075-341-2678
大阪障害者職業センター	541-0056	大阪市中央区久太郎町 2-4-11 クラボウアネックスビル 4 階	06-6261-7005	06-6261-7066
南大阪支所	591-8025	堺市北区長曾根町 130-23 堺商工会議所 5 階	072-258-7137	072-258-7139
兵庫障害者職業センター	657-0833	神戸市灘区大内通 5-2-2	078-881-6776	078-881-6596
奈良障害者職業センター	630-8014	奈良市四条大路 4-2-4	0742-34-5335	0742-34-1899
和歌山障害者職業センター	640-8323	和歌山市太田 130-3	073-472-3233	073-474-3069
鳥取障害者職業センター	680-0842	鳥取市吉方 189	0857-22-0260	0857-26-1987
島根障害者職業センター	690-0877	松江市春日町 532	0852-21-0900	0852-21-1909
岡山障害者職業センター	700-0821	岡山市北区中山下 1-8-45 NTT クレド岡山ビル 17 階	086-235-0830	086-235-0831
広島障害者職業センター	732-0052	広島市東区光町 2-15-55	082-263-7080	082-263-7319
山口障害者職業センター	747-0803	防府市岡村町 3-1	0835-21-0520	0835-21-0569
徳島障害者職業センター	770-0823	徳島市出来島本町 1-5	088-611-8111	088-611-8220
香川障害者職業センター	760-0055	高松市観光通 2-5-20	087-861-6868	087-861-6880
愛媛障害者職業センター	790-0808	松山市若草町 7-2	089-921-1213	089-921-1214
高知障害者職業センター	781-5102	高知市大津甲 770-3	088-866-2111	088-866-0676
福岡障害者職業センター	810-0042	福岡市中央区赤坂 1-6-19 ワークプラザ赤坂 5 階	092-752-5801	092-752-5751
北九州支所	802-0066	北九州市小倉北区萩崎町 1-27	093-941-8521	093-941-8513
佐賀障害者職業センター	840-0851	佐賀市天祐 1-8-5	0952-24-8030	0952-24-8035
長崎障害者職業センター	852-8104	長崎市茂里町 3-26	095-844-3431	095-848-1886
熊本障害者職業センター	862-0971	熊本市大江 6-1-38 4 階	096-371-8333	096-371-8806
大分障害者職業センター	874-0905	別府市上野口町 3088-170	0977-25-9035	0977-25-9042
宮崎障害者職業センター	880-0014	宮崎市鶴島 2-14-17	0985-26-5226	0985-25-6425
鹿児島障害者職業センター	890-0063	鹿児島市鴨池 2-30-10	099-257-9240	099-257-9281
沖縄障害者職業センター	900-0006	那覇市おもろまち 1-3-25 沖縄職業総合庁舎 5 階	098-861-1254	098-861-1116

「精神障害者等ステップアップ雇用」による常用雇用への移行の促進



照会先: 都道府県労働局、ハローワーク

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/pdf/43.pdf> (事業主向けパンフレット)

精神障害者雇用安定奨励金の概要

1 趣旨

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、新規雇用した精神障害者や在職中の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給する。

2 奨励金の内容

	対象	支給額	対象事業主
1	精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱した場合	雇用1人当たり 年180万円を上限 委嘱1人当たり 1回1万円	精神障害者を新規雇用する事業主
2	社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させた場合	履修に要した費用の2/3 (上限50万円)	
3	社内で精神障害に関する講習を実施した場合又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に資する講習を受講させた場合	講習に要した費用の1/2 (1回5万円を上限、年5回を上限)	精神障害者を新規雇用又はうつ病等休職者を復帰させる事業主
4	在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合	配置した在職精神障害者 1人当たり25万円	

照会先: 都道府県労働局、ハローワーク

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaiha/pdf/0511a.pdf> (事業主向けパンフレット)

今後の障害者雇用対策の在り方に関する検討について

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(平成22年6月閣議決定)」等を踏まえ、障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方等について検討するため、有識者や労使、障害団体等を委員とする**次の3つの研究会**を開催。
平成23年11月に第1回を開催。その後順次開催し、24年夏頃を目途に取りまとめを行う。

◎ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会

- 障害者雇用促進制度や雇用率制度における障害者の範囲等について検討
- 平成23年11月18日に第1回を開催し、現在第3回まで開催(次回、第4回2月20日)
- 有識者や労使、障害団体からなる11名の委員で構成

◎ 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会

- 差別禁止等枠組みの対象範囲や合理的配慮の内容、合理的配慮を行う事業主の負担に対する助成の在り方等について検討
- 平成23年11月30日に第1回を開催し、現在第3回まで開催(次回、第4回3月6日)
- 有識者や労使、障害団体からなる11名の委員で構成

◎ 地域の就労支援の在り方に関する研究会

- 地域の就労支援機関のそれぞれの役割や連携の在り方について、障害者の雇用・就労を一層促進する観点から検討
- 平成23年11月29日に第1回を開催し、現在第4回まで開催(次回、第5回3月6日)
- 有識者や企業、福祉・教育・就労支援機関関係者からなる12名の委員で構成

障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会

1. 趣旨

「障害者制度改革のための基本的な方向について」(平成22年6月閣議決定)を踏まえ、障害者雇用促進制度における障害者の範囲等について検討を行う。

2. 主な検討事項

- (1) 障害者雇用促進制度における障害者の範囲について
- (2) 雇用率制度における障害者の範囲等について
- (3) その他

3. 参集者 (五十音順、敬称略。◎=座長)

阿部 一彦	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会理事	◎今野 浩一郎	学習院大学経済学部経営学科教授
海東 千裕	株式会社高島屋人事部人事担当次長	川崎 洋子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長
杉山 豊治	日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長	田川 精二	NPO法人大阪精神障害者就労支援センター理事長
田中 伸明	弁護士	田中 正博	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事
野中 猛	日本福祉大学社会福祉学部保健福祉学科教授	丸物 正直	SMBCグリーンサービス株式会社代表取締役社長
八木原 律子	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授		

4. 進め方(案)

- 平成23年11月 現行の制度等、今後の進め方、フリーディスカッション
- 平成23年12月～平成24年1月 関係者からのヒアリング、意見交換
- 平成24年2月～5月 論点整理
- 平成24年6月～7月 取りまとめ

労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会

1. 趣旨

障害者権利条約に関し、労働・雇用分野において条約締結に向けた検討を進めるため、平成20年4月「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」を開催、計11回検討を行い、平成21年7月に中間整理をとりまとめている。その後、これを受け、障害者雇用分科会において、平成21年10月から計7回の検討を行い、平成22年4月に「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する中間的な取りまとめ」として、主な議論の状況を中間的に取りまとめている。

一方、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月閣議決定）においては、労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するための措置等の具体的方策について検討を行い、平成24年度内を目途にその結論を得ることとされていることから、これまでの議論も踏まえつつ、障害者雇用分科会の「中間的な取りまとめ」からさらに検討を進める。

2. 主な検討事項

- (1) 差別禁止等枠組みの対象範囲について
- (2) 合理的配慮の内容及びその提供のための仕組みについて
- (3) 合理的配慮を行う事業主の負担に対する助成の在り方について
- (4) その他

3. 参集者（五十音順、敬称略。◎＝座長）

石井 妙子 弁護士	◎岩村 正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授
大胡田 誠 弁護士	北野 誠一 NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長
駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授	杉山 豊治 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長
武石 恵美子 法政大学キャリアデザイン学部教授	田中 正博 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事
野澤 和弘 毎日新聞論説委員	森 祐司 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事・事務局長
山岡 修 一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長	

4. 進め方（案）

- 平成23年11月～12月 これまでの検討経緯等、今後の進め方、フリーディスカッション
- 平成23年1月 各国制度、論点の提示
- 平成24年2月～5月 各論の意見交換（差別禁止の対象範囲等、合理的配慮の内容等、助成の在り方 等）
- 平成24年5月～7月 論点整理、取りまとめ

地域の就労支援の在り方に関する研究会

1. 趣旨

近年、障害者雇用者数は着実に進展している一方、雇用率は未だ法定雇用率（1.8%）に届いておらず、特に、中小企業の取り組みが遅れていることから、中小企業に対する地域の就労支援機関による支援の強化、充実が求められている。

また、福祉施設などから一般雇用への移行についても、今後ともその取り組みを一層加速させる必要があり、地域における福祉施設等や教育機関、労働関係機関が連携した支援体制の整備が求められている。

さらに、「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）においては、地域の就労支援機関について各種の施策目標を設定し、その達成に努めてきたところであるが、平成24年度末に当該計画の終期を迎えることから、これらの進捗状況や上記の課題も踏まえつつ、地域の就労支援機関のそれぞれの役割や連携の在り方などについて、今後、障害者の雇用・就労を一層促進する観点から検討を行う。

2. 主な検討事項

- (1) 重点施策実施5か年計画の進捗状況等について
- (2) 地域の就労支援機関の今後の役割と連携等の在り方について
- (3) その他

3. 参集者（五十音順、敬称略。◎＝座長）

小川 浩 大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科教授	菊池 恵美子 帝京平成大学健康メディカル学部作業療法学科教授
栗原 敏郎 株式会社大協製作所代表取締役社長	近藤 正臣 全国社会就労センター協議会会長
崎濱 秀政 NPO法人全国就業支援ネットワーク代表理事	長野 敏宏 NPO法人ハートinハートなんぐん市場理事
西村 浩二 広島県発達障害者支援センター長	土師 修司 NPO法人障害者雇用部会理事長
原 智彦 東京都立青峰学園進路指導・生活指導担当主幹教諭	前川 光三 株式会社かんでんエルハート代表取締役
◎ 松為 信雄 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	望月 春樹 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業リハビリテーション部指導課長

4. 進め方（案）

- 平成23年11月 現状等、今後の進め方、フリーディスカッション
- 平成23年12月～平成24年2月 関係者からのヒアリング、意見交換
- 平成24年3月～5月 論点整理
- 平成24年6月～7月 取りまとめ

障害者に対する就労支援の推進

～平成24年度 障害者雇用施策関係予算案のポイント～

平成23年12月



厚生労働省
職業安定局 障害者雇用対策課
職業能力開発局 能力開発課

施策の概要

平成22年度における障害者雇用に関する状況を見ると、引き続きハローワークの新規求職件数、就職件数ともに過去最高となる等障害者の就労意欲の高まりが見られる。とりわけ精神障害者や発達障害者、難病者などについては、平成17年度からの6年間で、新規求職申込件数、就職件数ともに大きく伸びており、今後とも障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うことが求められている。

障害者の雇用者数も、平成15年以降、8年連続で過去最高を更新している一方で、平成23年の実雇用率が1.65%と法定雇用率は未達成であり、また、法定雇用率を満たす企業の割合も全体の45.3%と半数以下である等、引き続き障害者雇用の充実・強化を図る必要がある。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災への対応として、被災地における障害者雇用対策の拡充を図るため、平成23年度第3次補正予算において、①被災地の障害者に係る実習型雇用終了後の正規雇用奨励金の拡充、②障害者就業・生活支援センターの就業支援体制の充実、③地域障害者職業センターにおける障害者や企業に対する支援の充実を実施している。

平成24年度においては、上記の状況を踏まえ引き続き震災対応を進めるとともに、

- ① 雇用率達成指導の強化と地域の就労支援の強化
- ② 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化
- ③ 障害者の職業能力開発支援の推進

を主要な柱として、障害者に対する就労支援の充実を図る。

平成24年度予定額 21,890 (21,805) 百万円

※括弧書きは前年度予算額

I 雇用率達成指導の強化と地域の就労支援の強化

1 ハローワークと地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進によるマッチング機能の向上及び厳正な雇用率達成指導

[予定額 655 (650) 百万円]

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の推進や中小企業に重点を置いた雇用率達成指導や就職面接会等の実施によりハローワークのマッチング機能の向上を図る。

2 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

[予定額 4,351 (4,267) 百万円]

障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」について、全障害保健福祉圏域（平成23年4月現在：361）への設置に向け、設置箇所数の拡充及び機能強化を図る。

（設置箇所数 322センター → 327センター）

3 障害者試行雇用事業の推進

[予定額 883 (864) 百万円]

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用（トライアル雇用）を実施する。

（対象者数 9,000人 → 9,200人）

II 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

1 障害特性に応じた総合的な雇用支援の実施

[予定額 2,344 (2,340) 百万円]

(1) ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の強化

[予定額 600 (593) 百万円]

ハローワークにおける精神障害者の新規求職者数の急増に対応するため、精神障害者等に対し、カウンセリング、企業の意識啓発、職場実習の実施及び就職後のフォローアップ等一貫した支援を行う「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を行う。

(2) 精神障害者等の雇用促進を図るための奨励金等の活用

[予定額 761 (761) 百万円]

カウンセリング体制の整備や業務遂行上の支援を行う者の配置等精神障害者等が働きやすい職場づくりに努めた企業や、精神障害者等の障害特性を踏まえ、一定期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」を行う企業に対する奨励金等の活用により、精神障害者等の一層の雇用促進、職場定着を図る。

(3) 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

【予定額 367 (362) 百万円】

発達障害者の就労支援については近年ニーズが高まっている中、今後、発達障害者の求職者が増加し、就労支援について体系的な支援の実施が必要になることが見込まれるため、ハローワークにおける発達障害者の支援体制を拡充・強化するとともに、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うこと等により、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。

(4) 難治性疾患患者雇用開発助成金

【予定額 145 (145) 百万円】

難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うことにより、難病のある人の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

2 チャレンジ雇用の推進

【予定額 577 (562) 百万円】

知的障害者や精神障害者等を都道府県労働局やハローワークにおいて非常勤職員として雇用し、1～3年の業務経験を踏まえた一般企業等への就職の実現を推進する。

3 在宅就業支援団体活性化事業（新規）

【予定額 21 (0) 百万円】

在宅就業障害者に対し、受注拡大等への取組や障害者への職業講習等を積極的に実施する団体を募集し、そのうち支援効果が高いと見込まれる取組を行う団体を選定し、これらに要した費用の一部を助成する。

III 障害者の職業能力開発支援の推進

1 民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

【予定額 1,503 (1,595) 百万円】

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施するとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業

能力開発機会を提供し、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

また、就業経験がない人等を対象とした「障害者向けデュアルシステム」で、訓練開始前の準備段階から修了後の就職支援までの総合的・専門的なパッケージ支援を行う「障害者職業訓練コーチ（仮称）」を配置するなど、委託訓練の充実を図る。

2 地域における職業能力開発推進基盤の強化

[予定額 132 (132) 百万円]

教育・福祉の実施主体である都道府県並びに政令指定都市の資源を有効活用することとし、職業訓練をより効果的・効率的に推進するための事業を実施する。

3 公共職業能力開発施設における障害特性やニーズに応じた職業訓練の推進

[予定額 3,828 (3,902) 百万円]

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた支援を実施する。

IV 障害者権利条約の批准に向けた障害者雇用対策の検討

1 障害者権利条約の批准に向けた障害者雇用対策の検討

[予定額 11 (4) 百万円]

障害者権利条約の批准に対応するため、障がい者制度改革推進会議における議論を踏まえつつ、労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するための措置等について、引き続き所要の検討を行う。

文部科学省

特別支援教育行政の現状と課題

1. 特別支援教育の現状	1
2. 平成24年度特別支援教育関係予算	11
3. 障害者制度改革に係る検討状況及び教育分野	19
4. 職業教育・就労支援の促進	23
5. 特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について	24
6. 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について	27

文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課
課長補佐 前田 幸宣



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 特別支援教育の現状 ～特別支援教育の充実～

特別支援教育の理念

発達障害を含め障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

学校教育法の一部改正(平成19年4月施行)

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

特別支援教育の対象者

① 特別支援学校	0.60%(約6万4千人)
② 小・中学校の特別支援学級	1.37%(約14万5千人)
③ 通級による指導	0.57%(約6万1千人)
④ 通常学級にLDI(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等の児童生徒が約6.3%で在籍の可能性(H14文部科学省調査)	

※ 数値は、義務教育段階における全児童生徒数に占める対象児童生徒数の割合。()内は対象児童生徒数。

特別支援教育の課題

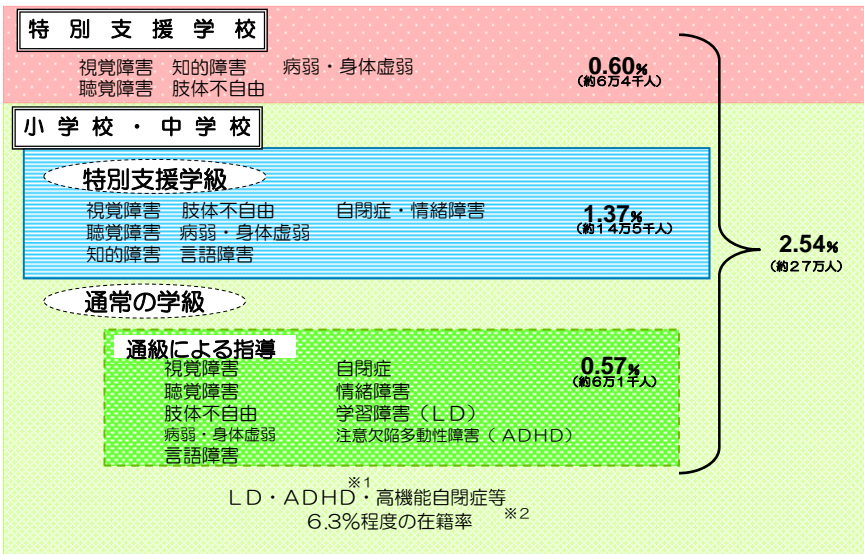
- 特別支援教育の対象児童生徒の増大
 - ・平成13年度から平成22年度にかけて、特別支援学校在籍者は、約32%増、小・中学校の特別支援学級在籍者は約88%増、通級指導対象者は約105%増。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校における校内支援体制の整備
 - ・小・中学校→一人一人に応じたきめ細やかな支援の充実
 - ・幼稚園、高等学校→全般的に体制整備に遅れ
- 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実現
 - ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成
- 教員の専門性の向上
 - ・障害の重度・重複化、多様化等に対応した専門性の確保、向上

具体的な施策

- 幼・小・中・高等学校等の特別支援教育体制の整備(平成23年度予算額)
 - ・特別支援教育総合推進事業(253百万円)
- 特別支援教育に係る人的環境の整備(平成23年度予算)
 - ・特別支援教育の充実のための定数措置
 - ・特別支援教育支援員(地方財政措置:H19年度～公立小・中学校、H21～公立幼稚園、H23～公立高校)
- 特別支援学校の大規模化・狭小化への対応
 - ・教室不足等の解消のための施設整備等
- 特別支援学校等の学習指導要領の改訂
 - ・重度・重複化への対応、個別の指導計画等の作成、職業教育充実、交流及び共同学習の推進等
- 特別支援教育担当教員の専門性の向上
 - ・各都道府県の指導者を対象とした専門的研修の実施
- (独)国立特別支援教育総合研究所の充実
 - ・発達障害教育情報センターの設置、専門的・実践的研修の実施

1. 特別支援教育の現状 ～特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)～

義務教育段階の全児童生徒数 1063万人



※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害

ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

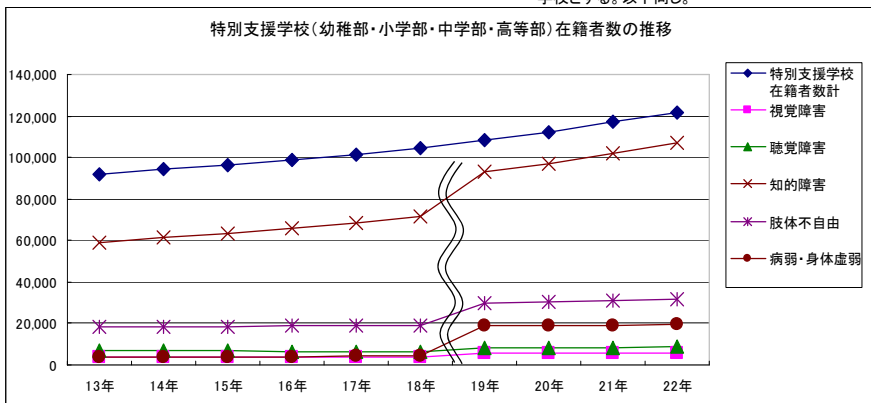
※2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※2を除く数値は平成22年5月1日現在)

2

1. 特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成22年5月1日現在)～

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。



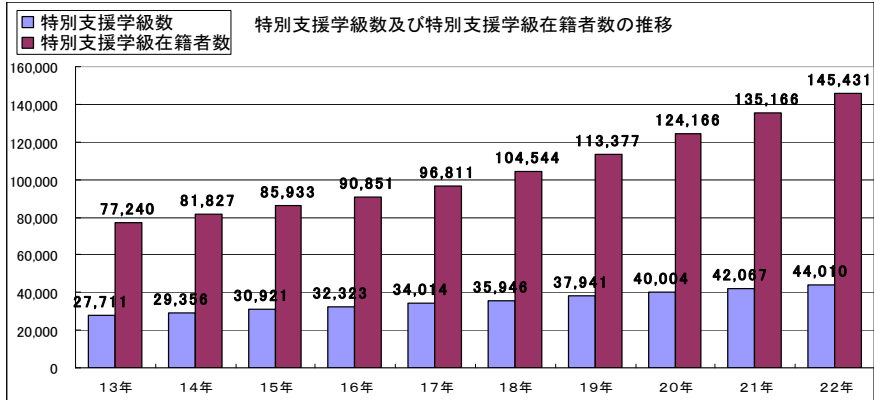
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	116	656	296	131	1,039
在籍者数	5,774	8,591	106,920	31,530	19,337	121,815

※注:平成19年度以降の数値は、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、幼児児童生徒の障害種は学級編制により集計し、学校数については、対応している障害種毎に集計した。そのため、重複障害学級在籍者および複数の障害種に対応している学校についてはそれぞれの障害種に重複してカウントしているため、各障害種の数値の合計は特別支援学校の計とは一致しない。

3

1. 特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(平成22年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害の比較的軽い子どものために小・中学校に障害の種類ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

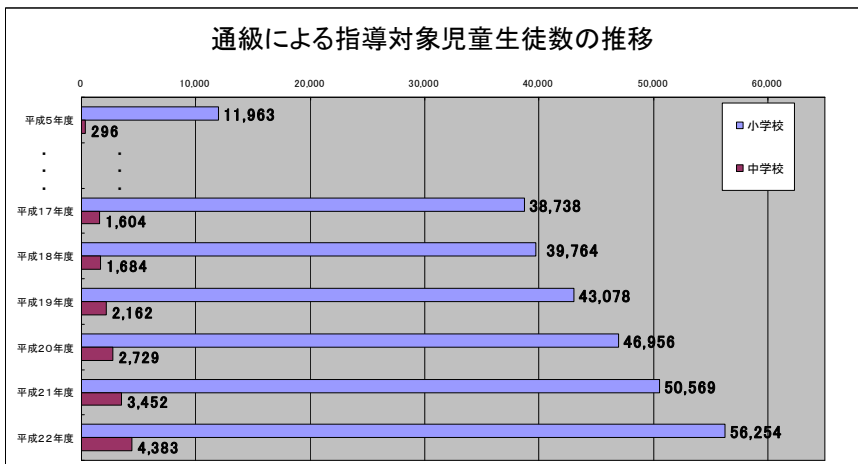


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	22,416	2,567	1,190	309	750	507	16,271	44,010
在籍者数	80,099	4,265	2,129	373	1,262	1,521	55,782	145,431

4

1. 特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成22年5月1日現在)～

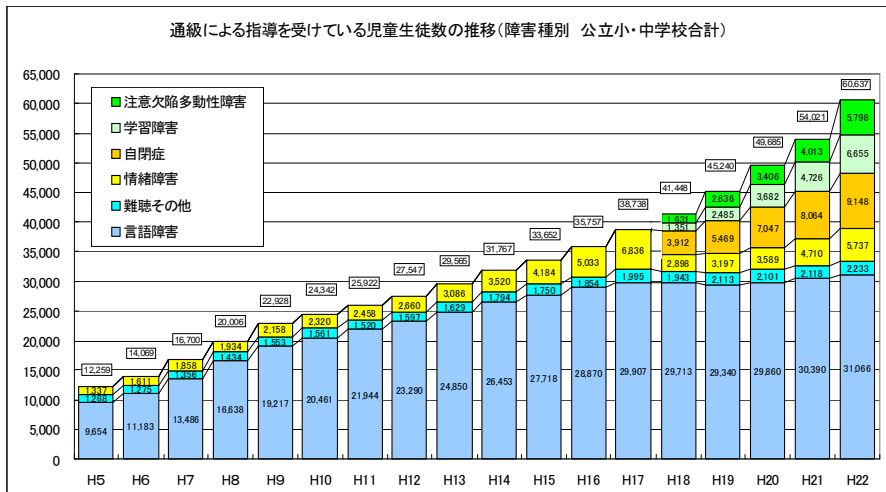
通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴などである。



※ 各年度 5月1日現在

5

1. 特別支援教育の現状 ～通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)～



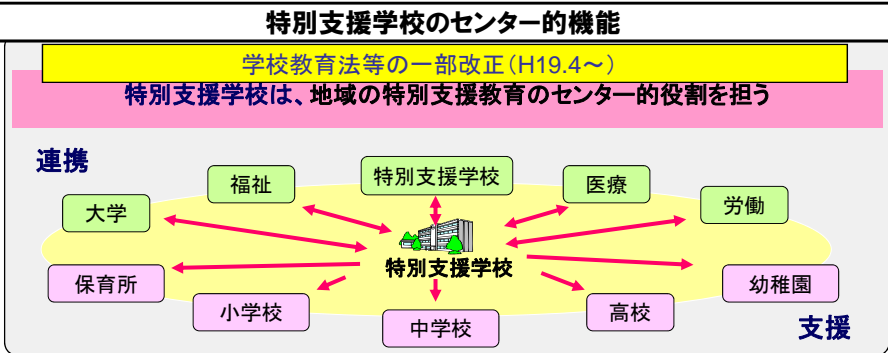
※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示、平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

6

1. 特別支援教育の現状～特別支援学校のセンター的機能～



センター的機能の具体例

- ①小・中学校等の教員への支援
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ③障害のある児童生徒等への指導・支援
- ④福祉、医療、労働関係機関等との連絡・調整
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力
- ⑥障害のある児童生徒等への施設設備等の提供

7

1. 特別支援教育の現状 ～学習指導要領の改訂 小・中学校学習指導要領～

(1) 小・中学校学習指導要領(平成20年3月告示)

【改訂のポイント】

- ・学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
- ・一人一人の実態等に応じた指導の充実
- ・交流及び共同学習の推進

＜中学校学習指導要領＞ (小学校学習指導要領及び高等学校指導要領もほぼ同旨)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- (8) 障害のある生徒などについては、**特別支援学校等の助言又は援助を活用**しつつ、例えば**指導についての計画**又は家庭や医療、福祉等の業務を行う**関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成**することなどにより、個々の生徒の**障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う**こと。

特に、特別支援学級又は通級による指導については、**教師間の連携に努め、効果的な指導を行う**こと。

＜中学校学習指導要領解説 総則編＞

第3章

第5節 8 障害のある生徒の指導

中学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある生徒とともに、**通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある生徒が在籍していることがあり、これらの生徒については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。**

8

1. 特別支援教育の現状 ～学習指導要領の改正 特別支援学校学習指導要領～

1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

2. 主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

9

1. 特別支援教育の現状 ～学習指導要領の改訂 実施時期～

○学習指導要領の実施時期

小学校・中学校・高等学校学習指導要領等の実施スケジュールに準拠

新学習指導要領等の実施スケジュール

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
* 幼稚園 (幼稚園部)	告示 周知・徹底	全面実施				
* 小学校 (小学部)	告示 周知・徹底	総則等 先行実施	算数、理科	全面実施		
* 中学校 (中学部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 数学、理科	全面実施		
* 高等学校 (高等部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等	先行実施(学年進行) 数学、理科	学年進行 で実施	

(*注:特別支援学校幼稚部・小学部・中学部の学習指導要領告示は平成21年3月)

10

2. 平成24年度特別支援教育関係予算 ～子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進～

平成24年度予算額(案) 8,112,938千円(平成23年度予算額 7,986,707千円)

～特別支援教育の理念～

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

特別支援教育総合推進事業等

特別支援教育に関する実践研究の実施

特別支援学校等における実践研究

- ・特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の推進
- ・特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究の推進



成果普及

高等学校等における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実

- ・発達障害のある生徒の職業教育・進路指導の充実等



成果普及

民間企業、NPO、研究機関等との連携

教科用特定図書等普及推進事業

障害のある児童及び生徒が十分な教育を受けることができるように、多くの弱視児童生徒のニーズに対応した標準規格に基づく拡大教科書等の普及、ボランティア団体等によって使い勝手のよい教科書デジタルデータの提供等、教科用特定図書等の普及促進を図る。

民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業

発達障害等のある児童生徒の障害特性などに応じた適切な教科用特定図書等や教材を提供するため、その支援技術等に関する研究や普及推進を実施する。また、就労支援など特に課題とされている分野等について先導的な取組を行っているNPO等民間団体に対し、実践研究を委託する。

改正障害者基本法等を踏まえた体制整備

早期からの教育相談・支援体制構築

改正障害者基本法を踏まえ、特別な支援が必要となる可能性のある子ども及びその保護者に対し、早期から情報提供や相談会の実施等に取り組み、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築する。

早期からの教育相談・支援体制を構築

市町村

教育 保育 福祉 保健 医療 ...

早期支援コーディネーター(仮称) ... 連携、相談・支援体制構築の推進

<実践イメージ> ○早期からの情報提供

○相談会の実施

○就学移行協等の支援

保護者・子ども 円滑な就学

市町村の取組を総合的に支援

都道府県

○連絡協議会の開催

○専門的な助言、研修

特別支援教育の体制整備の推進

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、関係機関との連携、学校への巡回相談や専門家チームによる支援、研修体制の整備・実施等により、特別支援教育の体制整備を推進する。

<実践イメージ>

学校への巡回相談、専門家チームによる支援

医療 福祉 その他 保健 教育 均等

特別支援連携協議会

教員研修

保護者等の経済的負担の軽減

特別支援教育就学奨励費負担等

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その経済的負担能力に応じ、就学に必要な通学費・教科用図書費等を補助。



11

2. 平成24年度特別支援教育関係予算～早期からの教育相談・支援体制構築事業～

平成24年度予算額(案):81,421千円(新規)

【目的】

改正障害者基本法を受け、特別な支援が必要となる可能性のある子ども及びその保護者に対し、各市町村が早期から情報の提供や相談会の実施等に取り組み、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築するとともに、各都道府県は、市町村の取組や体制の構築を総合的に支援する。【採択予定数:16都道府県】

早期からの教育相談・支援体制を構築（市町村）

市町村の取組を総合的に支援（都道府県）



市町村教育指導委員会 連携 早期支援コーディネーター(仮称)・・・連携の推進役、相談・支援体制構築のための取りまとめ、連絡・調整、情報収集。

連携
○連絡協議会の開催
○専門的な助言、研修

<実践イメージ>

早期からの情報の提供等による支援

- 幼稚園・保育所等を通じた子育て支援・教育関係の情報の提供
- 指導計画、支援計画や相談支援ファイルの活用
- 幼稚園・保育所の教職員への理解啓発
- 1歳半児健診・3歳児健診との連携

相談会の実施等による支援

- 様々な機会での相談会の開催等相談体制の構築(例)幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校・教育センター・保健センター等福祉部局

就学移行期等における充実した支援

- 就学期における個別の教育支援計画の作成・活用(本人・保護者、幼稚園・保育所等、医学・心理学等の専門家参加のもと市町村教育委員会が作成)
- 学校見学の促進
- 就学時健康診断との連携
- 就学後のフォローアップ

県教育指導委員会

委託

文部科学省

○就学相談資料の作成、説明会、連絡協議会の開催
連携
厚生労働省



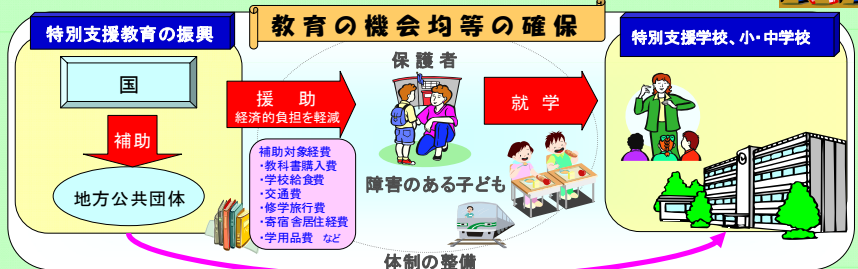
2. 平成24年度特別支援教育関係予算

～特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）～

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
(根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律)

- 特別支援教育就学奨励費 負担金 平成24年度予算額(案) 5,068,649千円 (平成23年度予算額 4,874,715千円)
公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 補助金 平成24年度予算額(案) 2,314,003千円 (平成23年度予算額 2,249,157千円)
公私立の特別支援学校の幼稚部及び高等部並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助
学校現場等における特別支援教育の体制整備に要する経費を補助
- 特別支援教育就学奨励費 交付金 平成24年度予算額(案) 461,404千円 (平成23年度予算額 459,357千円)
国立大学法人附属の特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助

平成24年度予算額(案) 7,844,056千円 (平成23年度予算額 7,583,229千円)



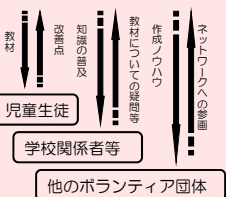
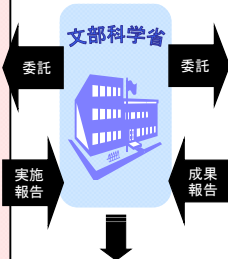
2.平成24年度特別支援教育関係予算～民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業～

平成24年度予算額(案) 25,213千円 (平成23年度予算額 25,512千円)

発達障害等のある児童生徒の障害特性などに応じた教科用特定図書等や教材を提供するため、その支援技術等に関する研究や普及推進を実施する。また、特に課題とされている分野等について先導的な取組を行っているNPO等民間団体に対し、実践研究を委託する。

■障害のある児童生徒のための教材普及推進事業(新規)

障害特性に応じた教材を作成する中核となる団体の育成、活動の支援を図る。マニュアルを作成し、他の団体とネットワークを形成してノウハウを普及し、適切な教材を児童生徒等に対して提供できる環境整備を図る。
児童生徒に対しても教材の取扱説明書等を作成して活用を促進するとともに、使用後の改善すべき点等を収集することによってユーザー側のニーズを把握する。学校関係者等に対しても教材の知識の普及推進を図る。



<期待される効果>

- 障害のある児童生徒の教科学習等における困難の改善、学習意欲や学力の向上、自立と社会参加の促進
- 民間団体と連携した特別支援教育の推進

■発達障害等の障害特性に応じた教材・支援技術等の実証研究

大学等を対象に、発達障害等の子どもの障害特性に応じた教科用特定図書等の普及・運用の在り方についての実証的研究を行い、発達障害等のある児童生徒の困難の改善を図る。これまでの研究で得られた教科用特定図書等や教材、支援技術の効果的な機能についての基礎的なノウハウを踏まえ、今後の教科用特定図書等に関する全国への普及・運用の在り方について調査研究を実施する。
【研究内容】

- ・ 発達障害等の障害特性に応じた教科用特定図書等や教材の普及可能性
- ・ 教科用特定図書等や教材の運用に際しての配慮
- ・ 教科用特定図書等や教材を使用した効率的な指導方法 等



■特別支援教育に関するNPO等の活動・連携の支援に関する実践研究

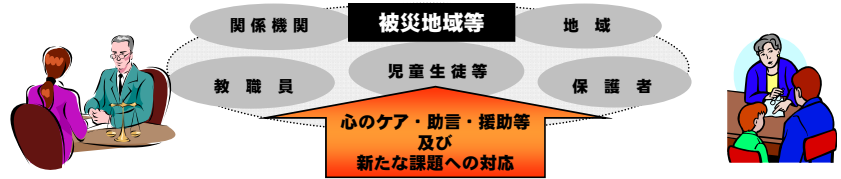
障害のある児童生徒への教育支援活動を行うNPO等民間団体を対象に、発達障害児への学習支援等特に課題とされている分野等に関する研究を委託し、その研究成果を普及する。



2.平成24年度特別支援教育関係予算～緊急スクールカウンセラー等派遣事業～

平成23年度1次補正予算額：3,015百万円
平成23年度3次補正予算額：351百万円
平成24年度予算額(案)：4,702百万円(復興特別会計上編)

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉機関関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成23年度補正予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費を措置したところ。
これらの支援について、被災地の自治体からは平成24年度以降についても引き続き支援を要望されていることから、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する切れ目ない心のケアや必要な支援を措置するとともに、新たに電話相談体制の整備に係る経費を計上する。



<p>心のケアの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの派遣 臨床心理士 等 ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣 相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等 <p>電話相談体制の整備</p>	<p>進路指導・就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急進路指導員の派遣 若年者の就職支援の経験を有する者、地域産業界の事情に精通する者 等 <p>このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施</p>
<p>障害のある子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家の派遣 作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医 等 	<p>生徒指導体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の経験豊富な者の配置 生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置 等

2. 平成24年度特別支援教育関係予算～教職員定数の改善～

少人数学級の更なる推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現

～教職員定数の改善～

(平成24年度 義務教育費国庫負担金予算案)

平成24年度予算額(案) 1兆5,597億円(対前年度▲70億円)

趣旨

新学習指導要領が求める協働型の授業への対応や、被災又は経済的理由等により学習支援が真に必要な児童生徒への支援のため、少人数学級を推進するとともに、様々な児童生徒の実態に対応できる教職員配置の充実を図る。

○35人以下学級の更なる推進 900人

・小学校2年生の36人以上学級の解消

○学習支援が真に必要な児童生徒への支援の充実 2,500人

- ① 中学校における経済的な困難を抱える生徒などへの学習支援:800人
 - ・少人数指導や補充学習等の学習支援の取組み
 - ・学習上のつまづき解消のための取組み
- ② 発達障害等の児童生徒のための通級指導の充実など、特別支援教育への対応:600人
- ③ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への学習支援:100人
- ④ 被災した児童生徒のための学習支援(東日本大震災にかかる教育復興支援):1,000人 【※復興特別会計】

○きめ細やかで質の高い指導の充実 500人

- ⑤ 小学校における専科指導の充実:400人
 - (小・中連携の推進や複数教員の指導等)
- ⑥ 地域連携による質の高い教育の実現:100人
 - ・地域連携のコーディネーターとしての役割を担う事務職員の充実
 - ・先導的な取組みを行うコミュニティースクールへの支援

【※既存の研修等定数を▲100人程度合理化減】

- ・ 「日本再生重点化措置」 + 61億円(+2,800人)
- ・ 「復興特別会計」 + 22億円(+1,000人)
- ・ 教職員定数の自然減 ▲107億円(▲4,900人)
- ・ 教職員の着返り等による給与減 ▲48億円

16

2. 平成24年度特別支援教育関係予算～加配教職員定数について(義務)～

加配教職員定数について(義務)

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導等の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える問題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数とは別に毎年度の予算の範囲内で特例的に措置しているもの。

平成24年度予算(案)における加配教職員定数一覧

加配事項	内容	予算定数
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどきめ細かな指導方法改善	41,523人 (+2,100人)
通級指導対応 (法15条3号)	比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導対応	5,341人 (+600人)
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校児童生徒対応	7,777人 (+1,100人)
主幹教諭の配置 (法15条4号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,448人
研修等定数 (法15条6号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善	5,083人
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	282人
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	279人
事務職員 (法15条5号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	872人
合計		62,605人 (+3,800人)

※()内は平成24年度増減数

2. 平成24年度特別支援教育関係予算 ～特別支援教育支援員の地方財政措置について～

【24年度措置予定額：約476億円(23年度措置額：約443億円)】

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、児童生徒の健康・安全確保、周囲の児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成24年度	平成23年度
幼稚園【拡充】	約4,500人	約4,300人
小・中学校【拡充】	約36,500人	約34,000人
高等学校	約500人	約500人
合計	約41,500人 (事業費：約476億円)	約38,800人 (事業費：約443億円)

18

3. 障害者制度改革 ～中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理概要(平成22年12月24日)①～

1. インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について

○インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念とそれに向かっていく方向性に賛成。

○インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。

○障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて望ましいと考えられる。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。

○インクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方については、短期と中長期に整理し段階的に実施していくことが必要。

19

3. 障害者制度改革 ～中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理概要（平成22年12月24日）②～

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、また、本人・保護者、学校、教育委員会が円滑に合意形成を図るため、医療や福祉の関係部局等との連携を図りながら、障害のある子どもの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行うことが必要。
- 就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の調整の仕組みについて、今後、検討していくことが必要。
- 就学先決定後も、継続的な教育相談を行い、個別の教育支援計画を見直す中で、柔軟に就学先の見直しを図り適切な支援を行っていくことが適当。
- 市町村教育委員会は、障害のある子ども本人・保護者に対して十分な相談・情報提供ができる体制を整備することが必要。その支援のために都道府県教育委員会は、専門的な相談・助言機能を充実・強化することが必要。

20

3. 障害者制度改革 ～中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理概要（平成22年12月24日）③～

3. インクルーシブ教育システムを推進するための人的・物的な環境整備について

- 発達障害も含め、特別支援教育の更なる充実のため、現場での意識改革、指導方法の充実、人的・物的な環境整備等が必要。
- 合理的配慮については、ソフト・ハードの両面が必要であり、今後、障害種別の内容も含めて一層の検討が必要。
- 特別支援学校と幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習を一層推進するとともに、例えば、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍を持たせるなど一層の工夫が必要。
- 特別支援学校のセンター的機能を一層活用することが必要。

4. 教職員の確保及び専門性向上のための方策について

- インクルーシブ教育システムの構築のため、教職員の確保や教員の専門性の向上を図るための具体的方策として、大学での教員養成の在り方、管理職を含めた現職教職員の研修体系、採用・配置などについて、今後検討していくことが必要。

21

3. 障害者制度改革 ～障害者基本法の改正～

経緯等

- 平成 5年 心身障害者対策基本法を障害者基本法と改称
- 平成16年6月 4日 障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行
(同法附則第3条において、施行後5年を目途として検討し、必要な措置を講ずることとされている。)
- 平成23年3月11日 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
- 平成23年4月22日 閣議決定
- 平成23年6月16日 障害者基本法改正案が衆議院で一部修正の上、可決
- 平成23年7月29日 障害者基本法改正案が参議院で可決・成立
- 平成23年8月 5日 **障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行**
(「障害者政策委員会」及び「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分については公布日から1年を超えない範囲内において施行。)

教育の条文のみ抜粋

【改正後】(下線部は改正部分。下線網掛け部は衆議院一部修正)

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

(削除)

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

【改正前】

(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

(新設)

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

(新設)

22

4. 職業教育・就労支援の促進

○特別支援学校卒業者の状況(高等部本科)

就職者:2割強、施設等入所者:6割強

○学校から雇用への流れの強化

- ・本人や保護者の**一般就労への意識改革**
- ・**産業界のニーズに応じた教育の改善**(企業実習等)
- ・学校、企業、労働機関が**協力した職場開拓**

特別支援学校学習指導要領(平成21年3月告示)における職業支援・就労支援の充実に関する改訂のポイント

- ・産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど、就業体験の機会を充実
- ・校内の組織体制の整備や労働・福祉等の関係機関との連携、地域や産業界等の人々の積極的な協力を得るなど、進路指導を充実
- ・知的障害者を教育する特別支援学校高等部に専門教科「福祉」を新設

5. 特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について

(1) 特別支援学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(平成22年度)

区分	医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(名)				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部※1	合計
通学生	48	2,714	1,246	1,235	5,243
訪問教育(家庭)	0	582	295	231	1,108
訪問教育(施設)	0	163	85	175	423
訪問教育(病院)	0	237	111	184	532
合計	48	3,696	1,737	1,825	7,306
在籍者数(名)※2	1,484	34,891	26,707	53,592	116,674
割合(%)	3.2%	10.6%	6.5%	3.4%	6.3%

(2) 幼児児童生徒数、医療的ケアに関わっている看護師・教員数の推移

対象等 年度	医療的ケア対象幼児児童生徒		看護師数(名)	教員数(名)
	在籍校数(校)	幼児児童生徒数(名)		
17年度	542	5,824	597	2,769
18年度	553	5,901	707	2,738
19年度	553	6,136	853	3,076
20年度	580	6,623	893	3,442
21年度	622	6,981	925	3,520
22年度	626	7,306	1,050	3,772

24

5. 特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、平成24年4月より一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアができるようになることを受け、これまで実質的違法性阻却の考え方に基づいて医療的ケアを実施してきた特別支援学校の教員についても、制度上実施することが可能となる。

文部科学省「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議」※において、新制度下において特別支援学校が医療的ケアを行うに当たっての基本的な考え方や体制整備を図る上で留意すべき点や、今回の制度が幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校においても適用されることを考慮し、特別支援学校での実施経験等を踏まえ、小中学校等において医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について取りまとめた。

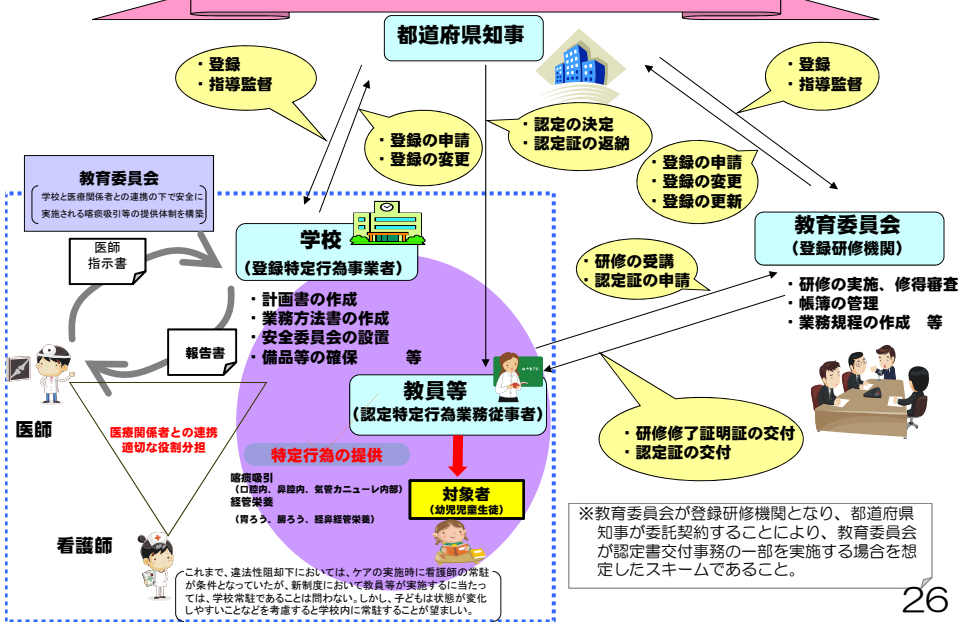
※検討会の内容や報告書については、以下の文部科学省ホームページにて公開している
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/O87/index.htm

本報告を受け、文部科学省では、今後、特別支援学校及び小中学校等において、新制度を効果的に活用し、医療的ケアを必要とする児童生徒等の健康と安全を確保するに当たり留意すべき点等について整理し、都道府県・政令市教育委員会等に通知。(平成23年12月20日 23文科初第1344号通知「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」)

25

5. 特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について

喀痰吸引等の制度 (特別支援学校において想定される一例)



26

6. 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について

経緯等

- 平成23年6月14日 衆議院厚生労働委員長より提出
- 同 日 衆議院において可決
- 6月17日 参議院において可決・成立
- 6月24日 公布
- 平成24年10月1日 施行

法制定の趣旨

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とするものであること。

法の概要(教育関係部分)①

1 国及び地方公共団体の責務等(法第4条関係)

国及び地方公共団体における責務等について、以下のとおり定めること。

- (1) 障害者虐待の予防及び早期発見等を行うための関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること。(第1項関係)
- (2) 障害者虐待の防止等の職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材等の確保及び資質の向上を図るための関係機関の職員の研修等の必要な措置を講ずるよう努めること。(第2項関係)
- (3) 障害者虐待に係る通報義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。(第3項関係)

27

6. 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について

法の概要(教育関係部分)②

2 障害者虐待の早期発見等(法第6条関係)

国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者が、障害者虐待の早期発見等に努めなければならないこと等を定めること。

3 就学する障害者に対する虐待の防止等(法第29条、第30条関係)

学校、認定こども園の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置など当該学校、認定こども園に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

4 施行期日(法附則第1条関係)

法は、平成24年10月1日から施行すること。

5 検討(法附則第2条関係)

政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を効果的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度については、法の施行後3年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、法の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

